

高第 3681 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

県立高等学校等における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について（通知）

このことについて、県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和 2 年 11 月 20 日付け高第 3306 号教育長通知「県立高等学校等の令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について」により、概ね年度内は、登校については「時差通学」の時間帯を拡大して継続すること、授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施することとしたところです。

県立高等学校等の教育活動の実施に当たって、各教科・科目等の授業については、令和 2 年 7 月 10 日付け高校教育課長通知「県立高校等の今後の教育活動に関する留意事項について」において示した当面の間の授業実施上の留意点を踏まえて、また、部活動については、令和 2 年 7 月 3 日付け保体第 1530 号保健体育課長、高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における『通常登校』に向けた部活動の再開ガイドラインについて」において示した部活動に係る留意事項を踏まえて取り組んでいただいています。

そうした中、県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和 2 年 12 月 15 日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されており、県立学校においても児童・生徒の感染者数が増えている状況*です。これまでも、県内の感染状況に応じた対応をとってきましたが、感染が拡大している局面においては、教育活動の実施に当たり、より慎重に対応することが必要です。

については、現時点の感染状況を踏まえ、県立高等学校等における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとします。各学校の授業及び部活動等の実施に当たっては、現在の感染状況に応じた授業実施上の留意事項をまとめた別紙 1 及び、同じく部活動実施上の留意事項をまとめた別紙 2 に基づき、適切に取り扱うようお願いいたします。

また、このような感染状況が継続している中、学校に登校することに不安を感じている生徒、保護者もいます。各学校においては、そうした生徒、保護者の気持ちに寄り添い、出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱うようお願いいたします。その際、「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該生徒の学びの保障に取り組むよう改めてお願いいたします。

さらに、知事から新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条 9 項に基づき、県民に向けて、基本的な感染防止対策をあらゆる場面で徹底することや、人との接触機会を減らすため、外出は可能な限り自粛するよう要請されていることから、教職員一人ひとりが、別添の「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底するよう改めて御指導ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、

今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

＊ 県立学校における児童・生徒の月別感染者数（令和2年12月24日14時現在）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
高等学校・中等教育学校	0	1	0	6	27	13	7	20	46	120
特別支援学校	0	0	1	0	2	5	0	5	3	16
計	0	1	1	6	29	18	7	25	49	136

＊ 県立学校における学校の全部の臨時休業実施校数（令和2年12月24日14時現在）

高等学校 10校（延べ14回）

特別支援学校 6校（延べ7回）

※ 臨時休業実施校数には、児童・生徒の感染者の発生によるもの、教職員の感染者の発生によるもののいずれも含まれている。

※ 「別紙1」及び「別紙2」は、教育活動の実施に当たり、現時点での県内の感染状況に応じて感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続するための実施上の留意事項をまとめたものです。今後、県内の感染状況が落ち着いた場合には、令和2年7月10日付け高校教育課長通知「県立高校等の今後の教育活動に関する留意事項について」において示した当面の間の授業実施上の留意点及び、令和2年7月3日付け保体第1530号保健体育課長、高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における『通常登校』に向けた部活動の再開ガイドラインについて」において示した部活動実施上の留意事項を踏まえて実施していただくこととなります。

問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話（045）210-8260（直通）

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話（045）210-8312（直通）